

果樹新規就農円滑化事業（樹園地利用意向調査事業）補助金交付要綱

令和 8 年 7 月 1 5 日 決 裁

（趣 旨）

第 1 条 県は、果樹における研修用樹園地を確保し、就農希望者の円滑な就農を支援するため、果樹新規就農円滑化事業実施要領（令和 8 年 7 月 1 5 日決裁。以下「実施要領」という。）別記 2 に基づき、樹園地利用意向調査事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の交付に関しては、「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象）

第 2 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要領の別記 2 に基づいて実施する事業とする。

（補助対象経費、補助額等）

第 3 条 補助対象経費及び補助率は、[別表 1](#)に掲げるとおりとする。

（交付の条件）

第 4 条 規則第 6 条の規定による条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する知事が定める軽微な変更は除く。
- 二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（軽微な変更）

第 5 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる以外の変更とする。

- 一 事業の中止又は廃止
- 二 補助金の増額

（交付の申請）

第 6 条 規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は、[様式第 1 号](#)によるものとし、その提出期限は、毎年度別に定めるものとする。

2 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定の通知）

第 7 条 知事は、第 6 条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、[様式第 2 号](#)により通知する。

（事業の着手）

第 8 条 事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとする。

(変更等申請手続)

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更（又は中止若しくは廃止）する場合には、第6条の規定に準じた手続により行うものとする。この場合、申請書の様式は、[様式第3号](#)とする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 知事は補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の規定に基づく本補助金の交付決定の全部または一部を取消することができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき
- 二 交付決定の内容または目的に反して本補助金を使用したとき。
- 三 本事業に係る知事の指示に従わなかったとき
- 四 法令を遵守していないと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者にもその返還を命ずることができる。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の報告書の様式は、[様式第4号](#)のとおりとする。

2 前項の報告書の提出時期は、毎年度補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の3月15日までのいずれか早い方を原則とする。

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、[様式第5号](#)により行うものとする。

(補助金の支払い)

第14条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、[様式第6号](#)の補助金交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。

(書類の整備等)

第15条 事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年7月15日から施行する。

別表 1 （第 3 条関係）

補助対象経費	梨又はぶどうの生産者を対象に行う、樹園地の利用意向を把握するための調査活動に係る以下の経費を助成する。 ただし、消費税は補助対象外とする。 ・ 消耗品費（封筒、筆記用具等） ・ 通信運搬費（郵送代等） ・ 印刷製本費 ・ 旅費（調査及び調査に係る打ち合わせ、情報収集等に要する旅費） ・ 調査協力費（調査や結果取りまとめ等に協力した部会員等に対し支出する謝金）
補助率及び補助上限額	1 補助率 定額 2 補助上限額 果樹生産出荷団体 1 団体当たり 5 0 千円 ※ 複数の生産出荷団体を統括する組織（農業協同組合等）が代表して実施主体となる場合は、当該組織を構成する生産出荷団体 1 団体につき上限 5 0 千円とする。

様式第1号（第6条関係）

果樹新規就農円滑化事業（樹園地利用意向調査事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

住 所：
申請者名：
代表者名：

果樹新規就農円滑化事業（樹園地利用意向調査事業）補助金の交付を受けたいので、
補助金等の交付手続き等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のと
おり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 補助事業の目的

3 補助事業の内容

（1）調査対象

	調査対象団体名	対象者数 (経営体数)	生産品目
1			
2			
3			
4			
5			

（2）調査計画

調査方法：

調査内容：

実施時期： 年 月 ～ 年 月

4 補助事業の完了予定年月日(又は完了年月日)

年 月 日

5 収支予算(又は収支精算)

(1) 収入の部

単位：円

区 分	予算額	(実績報告時) 精算額	備 考
県補助金			
その他			
自己負担			
計			

(2) 支出の部

単位：円

経費区分	予算額	(実績報告時) 精算額	積算の基礎
消耗品費			
通信運搬費			
印刷製本費			
旅費			
謝金(調査協力費)			
計			

(注) 税抜金額を記載すること

様式第 2 号（第 7 条関係）

果樹新規就農円滑化事業（樹園地利用意向調査事業）
補助金交付決定通知書

農支第 号
年 月 日

（あて先）
補助事業者 様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 精算払い

3 交付の条件

- (1) 補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）及び果樹新規就農円滑化事業（樹園地利用意向調査事業）補助金交付要綱（令和 8 年 月 日決裁。以下「要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する知事が定める軽微な変更は除く。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

様式第3号（第9条関係）

果樹新規就農円滑化事業（樹園地利用意向調査事業）補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

住 所：
補助事業者名：
代表者名：

年 月 日付け農支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記補助金
について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

1 補助金交付申請額	
既交付決定額	金〇〇円
追加（減額）交付申請額	金〇〇円
合計額	金〇〇円

注）記の記載様式は、様式第1号に準じて作成すること。

この場合において、同様式中の「補助事業の目的」を「変更（中止・廃止）の理由」と書き換えること。

様式第4号（第12条関係）

果樹新規就農円滑化事業（樹園地利用意向調査事業）補助金
実績報告書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

住 所：
補助事業者名：
代 表 者 名：

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた果樹新規
就農円滑化事業（樹園地利用意向調査事業）が完了したので補助金等の交付手続等
に関する規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	金	円
2 補助金実績額	金	円

3～6 様式第1号に準じて作成すること。

7 添付資料

- (1) 事業費の支出根拠書類（領収書、通帳の写し等）
- (2) 調査結果
- (3) その他参考となる資料

様式第 5 号（第 13 条関係）

果樹新規就農円滑化事業（樹園地利用意向調査事業）補助金
交付額確定通知書

農支第 号
年 月 日

（あて先）
補助事業者 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした標記補助金については、
年 月 日付けで提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおり額を確定した
ので、補助金等の交付手続等に関する規則第 14 条の規定により通知します。

記

1	交付決定額	金	円
2	確定額	金	円

様式第6号（第14条関係）

果樹新規就農円滑化事業（樹園地利用意向調査事業）補助金
交付請求書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

住 所：
補助事業者名：
代 表 者 名：

年 月 日付け農支第 号で交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり交付されたく請求します。

記

1 請求額

交付決定額	請求額
円	円

2 振込先口座

区分	金融機関名	
	支店名	
	口座種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)	
	債権者コード	